都営住宅（練馬区地元割当）は、練馬区民を対象として練馬区が申込受付を行う都営住宅の募集です。
入居資格の確認のため、東京都住宅供給公社が募集を行う都公募（東京都民を対象とした募集）の募集案内（「～家族向・単身者向～　都営住宅入居者募集のご案内」）も必ずご確認ください。
資格を満たせば練馬区地元割当と都公募の両方に申込みできます。

練馬区

令和8年11月
都営住宅（練馬区地元割当）
入居者募集のご案内

募集案内配布期間　**令和8年11月2日（月）から令和8年11月11日（水）**

申込番号	募集する住宅名	募集戸数	入居者数
1	練馬北町二丁目第４	１戸	1～2人
2	羽沢二丁目	１戸	1～2人

【申込方法】

郵送

11月17日（火）までに練馬郵便局(指定の練馬郵便局留)に届いた申込書が有効です。
消印有効ではありませんので早めに投函してください。
練馬郵便局に持ち込む場合は「局留めです」とお伝えください。(この場合でも封筒の110円切手は必要です)

窓口

申込書を以下の受付場所に提出してください。
（区民事務所、図書館では受付していません）

受付日時		受付場所
11月2日（月）～11月17日（火）	**平日のみ午前8時30分から午後5時15分** （土日祝は郵送およびオンラインのみの申込みとなります）	**住宅課 住宅係** **（区役所本庁舎13階）**

オンライン

受付日	アドレス	二次元コード(インターネット)
11月2日（月）～11月17日（火）	**都営住宅（練馬区地元割当）申込フォーム** https://logoform.jp/form/G2rU/1804720 **※11月17日（火）午後9時59分まで申し込めます。**	

※署名用パスワード（6～16桁）を設定したマイナンバーカードとスマートフォンをご用意ください。
電子申請サービス（LoGoフォーム）で申請します。(電子申請申込でのよくある質問は3ページ参照)
LoGoフォームについては以下アドレス「LoGoフォームをご利用になる方」の箇所をご参照ください。
https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/yakandonichi/sonota/denshishinse20100223.html

【問合せ】

練馬区地元割当	練馬区建築・開発担当部住宅課	03-5984-1619
都公募	東京都住宅供給公社都営住宅募集センター	03-3498-8894
	東京都住宅供給公社都営住宅募集センターテレホンサービス	03-6418-5571

募集する都営住宅

練馬区で募集する都営住宅は、次の２戸です。

申込番号の住宅の中で今後発生する見込みの空き家の募集となります。空き家が発生し、部屋の修繕等の入居準備ができたものを東京都住宅供給公社があっせんするため、部屋の指定（住宅の階数、号棟など）はできません。

申込番号	住宅名 （主な所在地） 主な交通機関	募集戸数	入居者数	間取り （専用面積）	予定使用料	建設年度 エレベーター
1	練馬北町二丁目第4 （練馬区北町2-12 ほか） 東武東上線「東武練馬駅」下車徒歩5分	1戸	1～2人	1DK （32～34m^2）	18,700円 ～39,900円	平成20～25 有
2	羽沢二丁目 （練馬区羽沢 2-22） 東京メトロ有楽町線・副都心線「氷川台駅」下車徒歩10分ほか	1戸	1～2人	1DK （34m^2）	19,900円 ～39,100円	平成10 無

予　定　使　用　料

住宅の使用料は、住宅ごとに異なり（立地条件、住宅の広さ、建築年数等による）、世帯（申込者および同居親族）の所得に応じて決まります（※上記の使用料は募集案内作成時点の額のため入居時には改定されている場合があります）。

使用料は入居決定後の収入報告により決定します。

都営住宅には所得基準がありますので4ページを必ずご確認ください。

【参考】過去の都営住宅（練馬区地元割当）募集の応募倍率

有効申込総件数を募集総住戸数で割った平均倍率です。

令和８年５月	平均 218 倍	令和７年11月	平均 35 倍
令和７年５月	平均 191 倍	令和６年11月	平均 182 倍

東京都パートナーシップ宣言制度創設に伴う入居資格の拡大について

・東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向けの申込資格を有することになりました。

・「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の２第２項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。

・この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表現しています。

申込方法	（１）４～６ページの入居資格を確認してください。 （２）８ページの記入例にしたがって申込書に必要事項を記入の上、**２か所に85円切手**を貼ってください。 （３）申込書を郵送もしくは窓口に提出してください。 申込み後の流れは７ページを確認してください。
申込みにあたってのご注意	（１）申込書は１世帯につき１通のみ有効です。次のような申込みはすべて無効です。 ・１世帯で２通以上の申込書を送ったとき（同じ住宅、別の住宅への申込みを問わず）。 ・申込者欄、同居親族欄を問わず、同一人の氏名を２通以上の申込書に記入したとき。 ※入居資格を満たせば同時に募集している都公募と1通ずつ申し込むことは可能です。 （２）他の募集（公的住宅を含む）で、すでに合格・登録されている方は原則として申込みできません。 （３）申込み後に、申込み内容を変更することはできません。 （４）証明書類(住民票の写し等)を添付する必要はありません。抽せん後、当選となった方の資格審査のときに提出していただきます。 （５）申込みの代行業者は練馬区とは全く関係ありません。

電子申請申込 よくある質問

Q 電子申請で必要な機器はなんですか。

A スマートフォン(読み取り機能があり、xIDがインストールできるもの)と個人番号カード(マイナンバーカード)が必要です。

Q 必要な機器を持っているのですが、電子申請ができません。

A1 スマートフォンを再起動すると解決することがあります。

A2 個人番号カード(マイナンバーカード)が読み取れない、カメラ機能で二次元コードが読み取れない原因として、個人番号カード(マイナンバーカード)が読み取り機能を停止、カメラが二次元コードに対応していないことがあります。
詳細については、契約している携帯電話会社かお手持ちのスマートフォンの製造会社にご自身でお尋ねください。

・その他の問い合わせ

①xIDに関するお問い合わせは、以下のURLにアクセスしてください。
https://help.xid.inc/797d8e1bc3314c3eba41a47027a27211

②LoGoフォームに関するお問い合わせは、以下のURLにアクセスしてください。
https://logoform.tayori.com/q/logo-faq/

入　居　資　格

単身者の場合　→ 1～7
二人世帯の場合→ 1～4、8、9 } すべてに当てはまることが必要です。

（★のついている箇所の詳細については、東京都住宅供給公社が募集を行う都公募（東京都民を対象とした募集）「～家族向・単身者向～都営住宅入居者募集のご案内」にて必ずご確認ください。）

申し込むすべての方

★1　所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。

家族人数	一般区分	特別区分
1人	0円～ 1,896,000円	0円～ 2,568,000円
2人	0円～ 2,276,000円	0円～ 2,948,000円
以下 人数が 1人増えるごとに 38万円を加算		

※家族人数＝申込者＋同居親族（パートナー含む）＋遠隔地扶養者数（申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で都営住宅に入居しない方。会社や税務署への「扶養親族の申告」が必要です。）

次の(1)～(6)のいずれかにあてはまる世帯は特別区分を適用します。
いずれにもあてはまらない世帯には一般区分を適用します。

(1)心身障害者を含む世帯（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級、戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上）
(2)60歳以上の世帯（昭和41年11月18日以前の生まれ）
(3)高校修了期までの子どもがいる世帯
(4)原子爆弾被爆者を含む世帯
(5)海外からの引揚者を含む世帯
(6)ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

★2　住宅に困っていること

申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持ち分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）、公的な住宅（UR賃貸住宅、公社住宅、都民住宅、公営住宅等）の名義人がいないこと。

★3　暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと（暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります）。

★4　都営住宅使用料等の滞納がないこと

以前に都営住宅にお住まいであった方で使用料等に未納がある方は、資格審査までに支払いを済ませること。

単身者の方

5　(単身者の場合)練馬区内に3年以上継続して居住していること

令和5年11月18日以前から練馬区内に引き続き3年以上居住している成年者(外国人については中長期在留者で、申込期間から審査日までに継続して在留資格を有している)で、そのことが住民票の写しで証明できること。

※成年者(18歳以上、平成20年11月18日以前の生まれの方)

★6　(単身者の場合)配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

配偶者(内縁関係、婚約者、パートナーを含む)および同居している親族がいないこと。

※現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。

★7　(単身者の場合)次の資格要件のいずれかにあてはまること

(1)60歳以上(昭和41年11月18日以前の生まれ)

(2)障害者でその障害の程度がつぎのいずれかにあてはまる方

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

(イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者

(ウ) 知的障害で (イ) の精神障害の程度に相当する程度(愛の手帳の場合は総合判定で1度から4度)の方

(3)生活保護受給者または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者

(4)海外からの引揚者で、日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できる方(区内居住が3年未満でも可)

(5)ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方

(6)配偶者等から暴力を受けた被害者で(ア)または(イ)にあてはまる方

(ア) 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性保護施設において保護が終了した日から起算して5年以内の方

(イ) 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方

二人世帯の方

8　(二人世帯の場合)練馬区内に居住していること

申込者が申込期間内に、練馬区内に居住している成年者(外国人については中長期在留者で申込期間から審査日までに継続して在留資格を有している)で、そのことが住民票の写しで証明できること。

※成年者(18歳以上、平成20年11月18日以前の生まれの方)

★9　(二人世帯の場合)同居親族がいること

(1)申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。

(2)婚約者との申込みは、入居手続きのときまでに婚姻できること。

(3)内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届けの妻(夫)」と記載されている住民票を提出できること。

(4)パートナーシップ関係の相手方がいる申込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ、法律上の配偶者がいないこと。

(5)外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

(6)申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みができますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

【参考】公的住宅のご案内

都営住宅	住宅に困っている、収入の少ない方に対して低額な家賃でお貸しする住宅です。 問合せ：　東京都住宅供給公社　都営住宅募集センター　(03-3498-8894) テレホンサービス（24時間）　(03-6418-5571) https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html
区営住宅等	住宅に困っている、収入の少ない方に対して低額な家賃でお貸しする住宅です。 問合せ：　練馬区建築・開発担当部住宅課　(03-5984-1619) https://www.city.nerima.tokyo.jp/ →くらし・手続き→住まい・交通・道路→住宅福祉・公的住宅
都民住宅	中堅所得者層を対象とするファミリー向けの賃貸住宅です。 問合せ：　東京都住宅供給公社　公社住宅募集センター　(03-3409-2244) https://www.to-kousya.or.jp/kouei/to/index.html
UR賃貸住宅	一定所得額(または一定貯蓄額)のある方向けの賃貸住宅(旧「公団住宅」)です。 問合せ：　独立行政法人都市再生機構 https://www.ur-net.go.jp/
公社一般賃貸住宅	中堅所得者層を対象とする賃貸住宅です。 問合せ：　東京都住宅供給公社　公社住宅募集センター　(03-3409-2244) https://www.to-kousya.or.jp/chintai/index.html

申込みから入居まで

練馬区

申込み

↓

抽せん番号の通知
○ 令和８年11月26日(木)頃に発送する予定です。

↓

抽せん会(公開)
○ 日　時：令和８年12月17日(木)午前10時から
○ 場　所：区役所本庁舎 19 階 1902 会議室
※抽せん会への参加は必須ではありません。

↓

抽せん結果
○ 掲　示
令和８年12月17日(木)抽せん会終了後、区役所本庁舎13階エレベーターホールに掲示します。
令和８年12月18日(金)から令和９年１月６日(水)まで区民事務所(練馬区民事務所を除く)に掲示します。
○ ホームページ
令和８年12月17日(木)午後５時頃 練馬区ホームページに掲載します。
○ 郵便による通知　令和８年12月22日(火)頃発送する予定です。
※電話による抽せん結果のお問い合わせにはお答えできません。

落　選
補欠※2

↓

当選 ※1
※1 当選：入居資格審査に合格しないと入居できません。
※2 補欠：当選者に失格等が出た場合にのみ資格審査通知を発送します。

↓

入居資格審査通知
○ 令和９年１月６日 (水) 頃発送する予定です。
審査日、必要書類のご案内をします。

↓

入居資格審査
○ 令和９年２月上旬 (予定)
必要書類をご郵送いただき審査をします。

失　格
合　　格
郵送にて通知します。

東京都住宅供給公社募集センター

↓

入居説明会
○ 入居予定住宅のあっせん、入居説明会通知書を使用許可日の約１か月半前に発送します。

↓

入居手続き
○ 使用許可日の約２週間前に行います。
保証金 (住宅使用料の２か月分) 、連絡先となる方１名 (または１法人※) が必要です。

↓

入　　居
○ 使用許可日から15日以内に引越しとなります。

※連絡先となる方について

① 日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
② 日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人

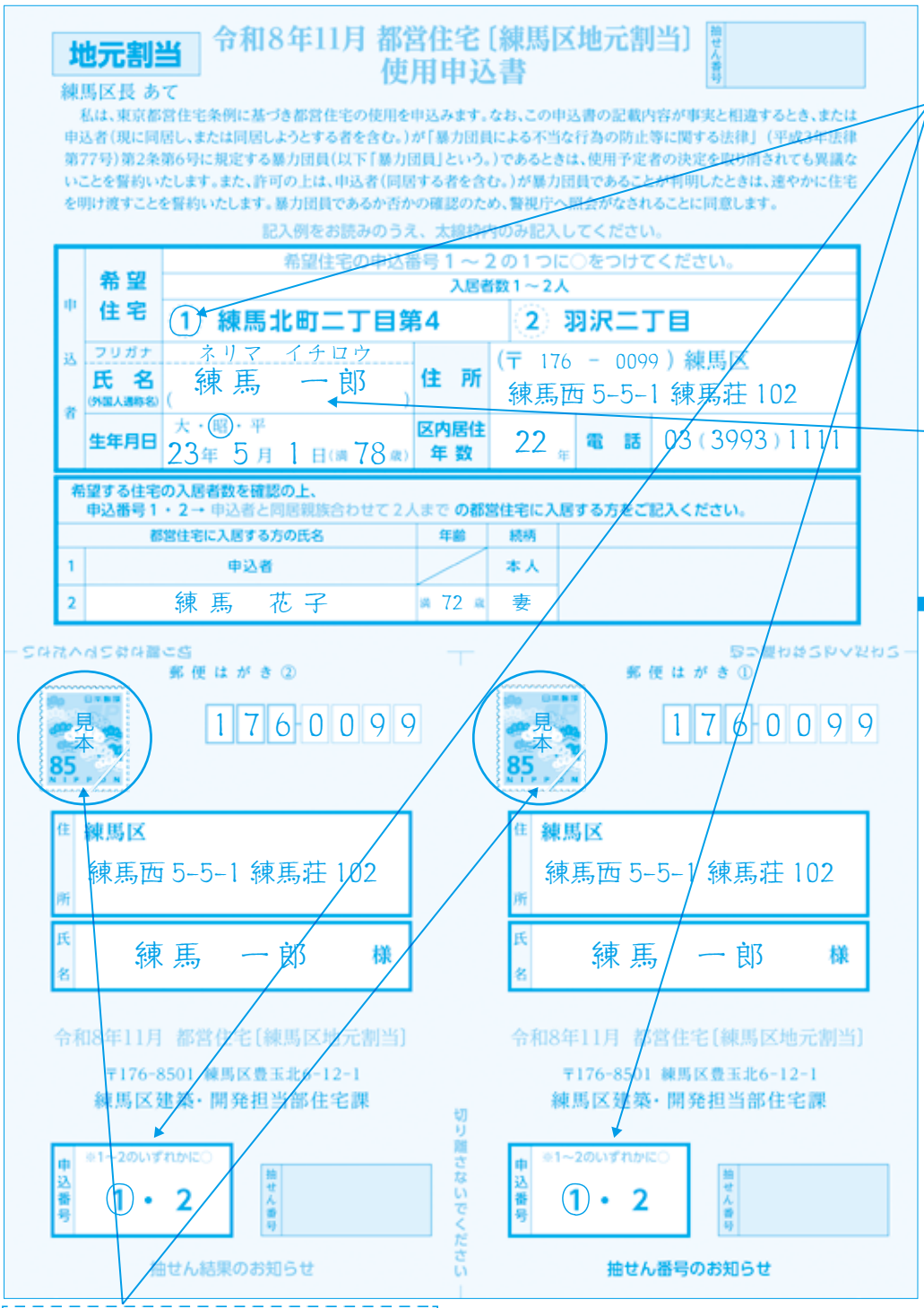
連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を経由して、使用者に使用料を請求する場合があります。(連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。)

都営住宅使用申込書の記入例（太線内をご記入ください。）

[郵送する場合の注意]

必ず、付属の専用封筒（茶色）に入れて、110円切手を貼って郵送してください。（別途、申込書のはがき部分にも85円切手2枚が必要です。）

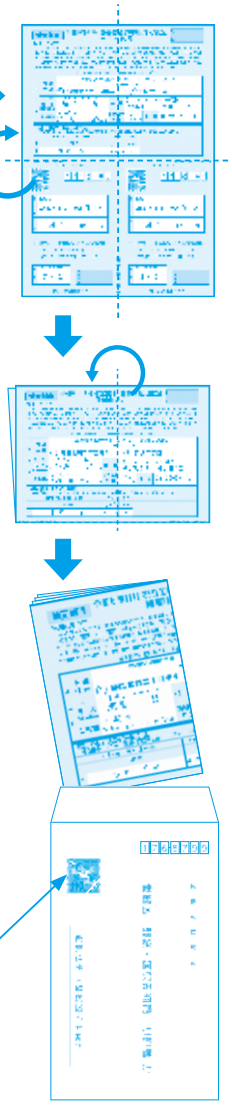
都公募の申込書は、都公募分に付属している専用封筒に入れて郵送してください。



希望住宅の申込番号１～２の１つに○をつけてください。
※住宅の詳細は2ページに記載してあります。
記入もれや不備がある場合は無効となります。

外国人の方は、氏名欄に本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

申込書は切り取らずに4つ折にして入れてください。



付属の専用封筒（茶色）

85円切手2枚を必ず貼ってください。
切手の貼り忘れや金額不足の場合は、無効となります。ご注意ください。

110円切手を必ず貼ってください。

R70
古紙配合率70%
再生紙を使用しています